

令和5年度

第3回いわき市教育委員会議事録

令和5年6月21日（水）

### 第 3 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 令和5年6月21日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 東分庁舎 5階 会議室
- 3 出席委員
- |          |           |
|----------|-----------|
| 教育長      | 服 部 樹 理   |
| 教育長職務代理者 | 馬 目 順 一   |
| 委 員      | 根 本 紀 太 郎 |
| 委 員      | 宮 澤 美 智 子 |
| 委 員      | 小 峰 美 保 子 |
- 5 説明のために出席した者の氏名
- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| 教育部長                  | 松 島 良 一 |
| 教育部次長兼総合調整担当兼学校教育推進室長 | 本 田 功   |
| 教育部次長兼教育施設整備担当兼施設整備課長 | 緑 川 安 彦 |
| 中央公民館長                | 國 井 政 範 |
| 総合図書館長                | 武 山 忠 弘 |
| 参事兼教育政策課長             | 寺 島 範 行 |
| 生涯学習課長                | 藤 原 良 基 |
| 学校教育推進室学校教育課長         | 鈴 木 路 人 |
| 学校教育推進室学校支援課長         | 鈴 木 康 寛 |
| 総括指導主事兼総合教育センター所長     | 坂 本 義 仁 |
| 学校教育推進室学校教育課主任指導主事    | 横 田 裕 之 |
- 6 書 記 教育政策課総務係長 吉 田 正 寿
- 7 閉 会 午後2時15分

## 会議の概要

**教育長** ただいまから、令和5年度第3回いわき市教育委員会を開催いたします。  
欠席委員の通告はありません。書記には吉田総務係長を任命いたします。会期は、本日限りといたします。議事録への署名でございますが、本日出席された委員の皆様方をお願い申し上げます。

**教育長** それでは、「6、教育長の報告」に入ります。いわき市オンライン家庭学習環境整備等補助金交付要綱の制定について、学校教育課長から説明願います。

**学校教育課長**〔教育長の報告 いわき市オンライン家庭学習環境整備等補助金交付要綱の制定についての説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**宮澤委員** 今年度の4月から適用ということなのですが、どのくらいの割合の家庭が、適用になるのでしょうか。

**学校教育課長** まず、Wi-Fi環境の整っております家庭につきましては、94%、残りの6%の家庭が整っていないというような実状がございます。ただ、この6%につきましても、就学援助認定世帯とは限らないことがございます。

**宮澤委員** ありがとうございます。

**根本委員** 環境が整っていない6%の中の就学援助と認定をされていない世帯については、同じような補助金などの援助等は可能なのでしょうか。

**学校教育課長** 今の段階では、こちらの方は就学援助認定世帯ということで、対応させていただいてございます。

**馬目教育長職務代理者** 自費で行う場合は、どのくらいお金がかかるのでしょうか。

**学校教育課長** 援助につきましては、上限1万4,000円、全ての費用につきましてということで、進めさせていただいております。もし、それより費用がかかる場合は、その部分は自費ということで進めさせていただいております。

**教育長** 大体、初期費用はこのくらいの金額かなと思います。

**馬目教育長職務代理者** 私はこういうのに詳しくないんですけども、これだけ払えば、あとはもう払う必要がないということですか。

**教育長** 毎月の通信費はかかってくると思います。

**馬目教育長職務代理者** それは個人で払う？

**教育長** そうですね。なかなか通信費までいくと、個人の使用なのか学習なのかどうか分からないので。

**馬目教育長職務代理者** なかなか難しいですね。分かりました。ありがとうございました。

**教育長** 全てをカバーするわけにはいかないですけども、できるところは、そういった支援をやりようと思います。

**馬目教育長職務代理者** こういうふうなシステムは、福島県下では、ほとんどもうやられているんですか。

**学校教育課長** すみません。全ての自治体の状況を把握していないのが現状でございますが、意外と政令指定都市よりも町村、この辺はやはり世帯数が少ないということで、整っているところが多いというのは聞いております。

**根本委員** 経済的になかなか大変なご家庭で、初期の費用のところを補助しましょうということで、それからやはり、そういった設備を導入することについては、ありがたいのかなと思って拝見しました。ただ、今も出ましたけれども、その後の月々の費用とかはかかってくるところがあるので、そういったところを、しっかりお支払いいただけるのかなというのが気になるのと、今そのお金をもらっても、実際にこのことに使わないというようなことも心配があるかなと思っていたんですけども、この中を拝見して見ると、しっかりその証明書というんですか、そういうようなことが書いてあるので、大丈夫かなと思うんですが、対象になられる方々の、そういう本来の意図を察していただいて、児童や生徒の、自分の子どもたちのために使っていただけるようをお願いしたいなと思いました。

**教育長** よろしいでしょうか。それでは、「6、教育長の報告」を終了いたします。

次は、「7、議事」なんですが、議案第1号から第3号につきましては、教科用図書の採択に関する重要な案件となっています。まずは、「8、その他」の案件が終了したのち、審議等を行いたいと思います。

それでは、「8、その他」に入ります。「教育長だより」の開始について、教育政策課長から説明願います。

**教育政策課長** 〔その他 「教育長だより」の開始についての説明〕

**教育長** ありがとうございます。自分がやっていることなんで、恥ずかしいんですけど、何か御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**根本委員** 私も3回読ませていただきました。教育長は、東京の方からいらっしゃったので、新鮮な目線で書いていただいているということがいいのかなと思います。それからもう1つ、目線で言えば、上から下からとかじゃないんですけども、ちょうど本当に参加しているよという視点というんですか、同じ高さの目線で書いてくださっているんだなと思って、読ませてもらいましたので、ぜひ続けていただければなと思いました。あともう1つだけなんですけども、私たち学校訪問に行っても、児童生徒の自己有用感が低いというのを、どこの学校でも出てくるんですよ。それと同じで、学校の先生だったり、教育委員会の職員の皆さんだったり、やはり自己有用感というのが大切かなと思いますので、何か紹介の時に、こういうふうにしてくださって、学校の先生頑張っているんですよということを、教育長の言葉で言っていただいてもいいですし、教育委員会の職員も、こういうふうに頑張ってくれていますよという一言でもいいので、そんなふうにしていただくと、全体でいこうという感じにまとまってくるのかなというふうに思いながら読ませていただきました。

**宮澤委員** 私も先日読ませていただきまして、私は、初回と2回目のを拝見したんですけども、非常に文面が優しくて、分かりやすく、それから先生方の研修の様子も、まずは普通だったら分からないようなことを開示していただきまして、すごくよかったなと思って、ほっこりしております。子どもたちのエリムの様子も、通常でしたら、それに関わる方しか分からないんですけども、一般市民の方も分かるような内容ですので、情報開示も大切だなと思いました。次回もよろしく願いいたします。

**馬目教育長職務代理者** 以前に教育委員会を開いた時に、教育委員会だよりというものを1つ作ったらどうかという提案をしたことがあります。その一環として、教育長のこういった書き込みが出るというのは、教育委員会としても一歩進んだものかなと思います。社会福祉とか水道は、あの通り、各戸にパンフレットが配られます。教育委員会は、それが無いものですから、やはり教育という点を重要視するとすれば、何べんかに1回というか、そういうものが1つあってもいいんじゃないかと思って、前に発言したんですけども、その一環として、これがやっと出てきたということでは、私個人としては、待ってましたという言葉で表現したいと思います。

**教育長** この資料にも書いていただいておりますが、週1回程度を予定しているということで、結構やりだしたら、わりとハードというか、今度次何にしようかなど、どんどん先に先に考えていけないといけないので、ちょうど学校訪問が始まったので、そういうのをどんどんやっっていこうかなと思ってます。もしネタが切れそうでしたら、教育委員の方々のご紹介なんかもしたいと思ってますので、よろしく願いします。

**教育長** よろしいでしょうか。それでは、「8、その他」を終了いたします。

「7、議事」の議案第1号から第3号に入ります。

議案第1号から第3号につきましては、教科用図書の採択に関する案件でございます。会議を公開することにより、公正かつ適切な教科書採択に支障が生じる恐れがあります。

つきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」及び「いわき市教育委員会会議規則第14条」の規定に基づき、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決した時は、非公開とすることができるとなっております。

ここでお諮りいたします。

議案第1号から第3号を非公開で実施することとしてよろしいでしょうか。

[委員より「異議なし」との声あり]

**教育長** 御異議なしと認めますので、非公開といたします。

松島教育部長、本田教育部次長、緑川教育部次長、寺島教育政策課長、鈴木学校教育課長、横田学校教育課主任指導主事、書記の吉田総務係長、書記補佐の作山主査の出席を認めます。

今、お名前をお呼びした方以外の方は、退席をお願いします。

**教育長** それでは、議案第1号令和6年度使用教科用図書採択の手続きについて、学校教育課長から説明願います。

**学校教育課長** [議案第1号 令和6年度使用教科用図書採択の手続きについての説明]

**教育長** ありがとうございます。ここで、質疑に入る前に、委員の皆様を確認事項がございます。

地方教育行政法第14条第6項では、教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の従事する業務に、直接の利害関係のある事件については、議事に参加できないと定められております。

つきましては、ご自身、配偶者若しくは三親等以内の御親族で、今、お配りした一覧表に記載のある教科書会社にお勤めの方がいないかどうか、ご確認いただくようお願いいたします。

[委員より「なし」の声あり]

**教育長** それでは、議事を続けさせていただきます。

[教育委員より質疑]

**教育長** それでは、本案件に関して、お諮りいたします。

議案第1号令和6年度使用教科用図書採択の手続きについて、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

[委員より「異議なし」との声あり]

**教育長** 御異議なしと認めます。

続きまして、議案第2号令和6年度使用教科用図書採択地区選定員会委員の委嘱について、学校教育課長から説明願います。

**学校教育課長**〔議案第2号 令和6年度使用教科用図書採択地区選定員会委員の委嘱についての説明〕

**教育長** それでは、本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** よろしいですか。御質問、御意見がないようであれば、本案件に関して、お諮りいたします。

議案第2号令和6年度使用教科用図書採択地区選定員会委員の委嘱について、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

**教育長** 御異議なしと認めます。

続きまして、議案第3号令和6年度使用教科用図書採択地区選定員会調査員会調査員の委嘱について、学校教育課長から説明願います。

**学校教育課長**〔議案第3号 令和6年度使用教科用図書採択地区選定員会調査員会調査員の委嘱についての説明〕

**教育長** ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** よろしいですか。御質問、御意見がないようであれば、本案件に関して、お諮りいたします。

議案第3号令和6年度使用教科用図書採択地区選定員会調査員会調査員の委嘱について、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

**教育長** 御異議なしと認めます。

その他、委員の皆様から、これまでの議案等についてでも結構ですので、何かありますでしょうか。

〔委員より「なし」との声あり〕

**教育長** 円滑な会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上で、令和5年度第3回教育委員会を閉会いたします。